

## 意見書

平成 21 年 9 月 18 日

総務省総合通信基盤局

電気通信事業部料金サービス課 御中

郵便番号 105-7304  
(ふりがな) とうきょうとみなとくひがしんぼし  
住所 東京都港区東新橋一丁目 9 番 1 号  
(ふりがな) びーびーかぶしがいしゃ  
氏名 ソフトバンクBB株式会社  
だいひょうとりしまりやくしやちようけんしーいーおー そん まきよし  
代表取締役社長兼CEO 孫 正義

郵便番号 105-7316  
(ふりがな) とうきょうとみなとくひがしんぼし  
住所 東京都港区東新橋一丁目 9 番 1 号  
(ふりがな) かぶしがいしゃ  
氏名 ソフトバンクテレコム株式会社  
だいひょうとりしまりやくしやちようけんしーいーおー そん まきよし  
代表取締役社長兼CEO 孫 正義

郵便番号 105-7317  
(ふりがな) とうきょうとみなとくひがしんぼし  
住所 東京都港区東新橋一丁目 9 番 1 号  
(ふりがな) かぶしがいしゃ  
氏名 ソフトバンクモバイル株式会社  
だいひょうとりしまりやくしやちようけんしーいーおー そん まきよし  
代表取締役社長兼CEO 孫 正義

「電気通信事業分野における事業者間接続等に係る債権保全措置に関するガイドライン」改正案に関し、別紙のとおり意見を提出します。

別紙

このたびは、「電気通信事業分野における事業者間接続等に係る債権保全措置に関するガイドライン」改正案(以下、「本改正案」という。)に対する意見募集に関し、意見提出の機会を設けて頂いたことにつきまして、御礼申し上げます。

以下のとおり弊社共の意見を述べさせていただきますので、宜しくお取り計らいの程、お願い申し上げます。

**< 弊社共意見 >**

債権保全措置については、事業者間の接続等にさまざまなケースが存在することから、具体的な施策の選択や採用は、最終的に当事者間の協議に委ねられるべきと考えます。従って、「電気通信事業分野における事業者間接続等に係る債権保全措置に関するガイドライン」を債権保全に関する事業者間協議の円滑化に資するものとするためには、本改正案で追加された「根拠の合理性判断」、「預託金の取扱い方法」等の規定が、事業者間協議を制約しないよう扱われるべきと考えます。

以上